平成２９年（フ）第２３１号
岐阜県瑞穂市野白新田15番地　ハイタウンみずほⅢ　６－22号、前住所岐阜県瑞穂市野白新田15番地　ハイタウンみずほⅡ　８－12号
債務者　長田　昌宏
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４３５号
仙台市青葉区宮町２丁目１番61号　佐々木ビル203
債務者　大友真規子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５８号
仙台市泉区泉中央南12番地の８　泉中央南市営住宅216
債務者　鈴木　真実（旧姓沼澤）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
茨城県日立市森山町５丁目１番28―103号
債務者　村上　平羽
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８０号
茨城県日立市大沼町１丁目19番15―203号
債務者　吉田　栄子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８３号
茨城県北茨城市大津町北町２丁目１番地の５
債務者　大山美代子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８５号
茨城県日立市田尻町５丁目１番15―105号
債務者　髙野登志枝
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２０３号
岐阜県羽島郡岐南町下印食５丁目73番地の１（シェラトン赤塚Ⅰ　405号室）
債務者　岩田　浩明
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１４９号
静岡県富士市宮下368番地の１プリムローズＢ―203号
債務者　仁科　盛親
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８３２号
愛知県知多郡武豊町字塩田188番地３　ハイドリーム塩田303号
債務者　わんわんＣＬＵＢ知多武豊店ことわんこのみせコロボックルこと　髙木　康宏
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８８号
神戸市北区緑町７丁目１番27―211号
債務者　奈良橋　愛
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０６号
神戸市中央区筒井町３丁目３番12―1002号
債務者　Ｈａｉｒ　Ｓａｌｏｎ　Ｓ．Ａこと長野　晋也
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３７号
神戸市長田区長者町12番12号セイシェル長田山手103号、従前の住所神戸市兵庫区上三条町５番５－201号
債務者　森下　拓哉
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１６号
兵庫県芦屋市陽光町３番31号
債務者　灘井　澄子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２８号
兵庫県西宮市獅子ケ口町17番３―408号
債務者　石田　勝裕
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９０号
広島市安佐北区真亀４丁目３番55―302号
債務者　埒田　香織
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４７号
広島市安佐南区高取北１丁目47番44―204号
債務者　湯川まりも
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部